

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 3 年 4 月 6 日 (火) 第197号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 林業種苗法に基づく指定採取源の指定 (森林経営課取扱い) 1
- 森林病虫害等防除法の規定に基づく駆除命令 (2件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定自立支援医療機関の指定の更新 (2件) (障害福祉課取扱い) 4
- 公共測量の終了 (3件) (監理課取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (北薩地域振興局取扱い) 5
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (始良・伊佐地域振興局取扱い) 6
- 児童福祉法に基づく指定障害児通所支援事業者の指定 (大隅地域振興局取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業の廃止 (大島支庁取扱い) 7
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (大島支庁取扱い) 8

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

### 県 立 病 院 局 企 業 告 示

- 指定代理納付者の指定 (県立病院課取扱い) 9

## 告 示

### 鹿 児 島 県 告 示 第 501 号

林業種苗法 (昭和45年法律第89号) 第3条第1項の規定により, 次のとおり指定採取源として指定する。

令和 3 年 4 月 6 日

鹿 児 島 県 知 事 塩 田 康 一

指定番号	指定年月日	指定採取源の種別	樹 種	所在場所	本数及び面積	所有者等の氏名及び住所
2 - 4	令和 3 年 4 月 6 日	普通母樹林	すぎ	霧島市国分重久 字大久保5916番 1	220本 0.1096ヘクタール	松元幹人 霧島市国分郡 田188番 4

### 鹿 児 島 県 告 示 第 502 号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第1項の規定により, 次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和3年4月6日

鹿児島県知事 塩田康一

## 1 区域及び期間

## (1) 区域

鹿児島市，阿久根市，日置市，志布志市，大崎町，東串良町及び南種子町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は，省略し，その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

## (2) 期間

令和3年5月10日から同年6月30日まで

## 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

## 3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け，又は受けるおそれがある樹木を所有し，又は管理する者は，当該樹木に航空機からの薬剤散布による防除を実施すること。

## 4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて，3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し，同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

## 5 その他

(1) 3に掲げる措置については，森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は，令和3年7月9日（金）までに，森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を，知事に提出しなければならない。

(3) 知事は，森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは，当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し，損失補償金を交付する。

(4) 知事は，3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し，又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき，行っても十分でないとき，又は行う見込みがないときは，当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は，(4)に掲げる措置を行った場合において，その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは，その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することができる。

(6) 1の(1)の区域内において森林，樹木，指定種苗又は伐採木等を所有し，又は管理する者は，この告示の日から2週間以内に，理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所

氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第503号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等の駆除命令をする予定である。

令和3年4月6日

鹿児島県知事 塩田康一

1 区域及び期間

(1) 区域

指宿市、西之表市、薩摩川内市、日置市、いちき串木野市、南さつま市、志布志市、南九州市、大崎町、東串良町及び屋久島町の区域内に存する松林のうち次の区域（「次」は、省略し、その関係書類を鹿児島県環境林務部森づくり推進課並びに関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

(2) 期間

令和3年5月10日から同年6月30日まで

2 森林病虫害等の種類

松くい虫

3 行うべき措置の内容

松くい虫の被害を受け、又は受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に地上からの薬剤散布による防除を実施すること。

4 命令しようとする理由

1の(1)の区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従って行うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者は、令和3年7月9日（金）までに、森林病虫害等駆除実施届出書（別記様式）を、知事に提出しなければならない。

(3) 知事は、森林病虫害等駆除実施届出書の提出があったときは、当該届出者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

- (4) 知事は、3に掲げる措置を行うべき樹木を所有し、又は管理する者が1の(2)の期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき、又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)に掲げる措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償金の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。
- (6) 1の(1)の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

(別記様式)

年 月 日

鹿児島県知事 殿

届出人 住所  
氏名

〔法人にあつては、主たる事務所の  
所在地、名称及び代表者の氏名〕

森林病虫害等駆除実施届出書

森林病虫害等防除法施行細則第1条の規定により、次のとおり届け出ます。

命ぜられた措置の内容	森林（伐採跡地を含む。）の面積	樹木若しくは伐採木等の本数又は伐採跡地の根株数	樹木又は伐採木等の材積		
	ヘクタール	本又は株	立方メートル		
実施地区又は場所	実施期間	実施に要した費用			
		種別	数量	単価	金額
	年 月 日から 年 月 日まで	人 夫	人	円	円
		薬 剤	リットル	円	円
		その他			円
		計			円

鹿児島県告示第504号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年4月6日

鹿児島県知事 塩田康一

病院又は診療所		更新年月日	自立支援医療の種類
名称	所在地		
さめしま小児科	鹿児島市山之口町5-19	令和3年4月1日	精神通院医療
せきクリニック	奄美市名瀬朝日町10-3	令和3年4月1日	精神通院医療

鹿児島県告示第505号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定により、次のとおり指定自立支援医療機関の指定を更新した。

令和3年4月6日

鹿児島県知事 塩田康一

薬 局		更新年月 日	自立支援医療 の種類
名 称	所 在 地		
ひかり薬局	鹿児島市谷山中央一丁目4107番地	令和3年 4月1日	精神通院医療
はやま薬局	鹿児島市吉野町9071番地の1	令和3年 4月1日	精神通院医療
とまと薬局小川店	鹿児島市小川町22番6号	令和3年 4月1日	精神通院医療
市立病院前ミドリ薬局	鹿児島市上荒田町29-32	令和3年 4月1日	精神通院医療
株式会社大賀薬局市立病院前店	鹿児島市上荒田町26-17	令和3年 4月1日	精神通院医療
きんぽう薬局	南さつま市金峰町宮崎4360番地4	令和3年 4月1日	精神通院医療
有限会社かんだ調剤薬局	薩摩川内市東開聞町3番1号	令和3年 4月1日	精神通院医療
ふれあいの里薬局	伊佐市大口里3040-1	令和3年 4月1日	精神通院医療
中央一丁目薬局	霧島市国分中央1-21-31	令和3年 4月1日	精神通院医療
ちゅーりっぷ薬局	鹿屋市札元二丁目3771番地8	令和3年 4月1日	精神通院医療
垂水調剤薬局	垂水市上町96番地	令和3年 4月1日	精神通院医療

**鹿児島県告示第506号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、国土交通省九州地方整備局鹿児島国道事務所長から令和3年3月12日鹿児島県告示第290号で告示した公共測量の実施は、令和3年3月25日終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第507号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、薩摩川内市長から令和2年11月20日鹿児島県告示第1018号で告示した公共測量の実施は、令和3年3月16日終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

鹿児島県知事 塩田康一

**鹿児島県告示第508号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、鹿児島地域振興局長から令和3年1月5日鹿児島県告示第1号で告示した公共測量の実施は、令和3年3月15日終了した旨の通知があった。

令和3年4月6日

鹿児島県知事 塩田康一

**北薩地域振興局告示第5号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービス

の事業の廃止の届出があった。

令和3年4月6日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイハウスふたば脇本	阿久根市脇本7176番地1	社会福祉法人青陵会	阿久根市赤瀬川887番地1	折橋 嘸典	令和3年3月31日	就労移行支援

### 北薩地域振興局告示第6号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年4月6日

北薩地域振興局長 千代森修一

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
就労継続支援B大型事業所希望	薩摩川内市東大小路町56番29号	特定非営利活動法人薩摩あしすと	日置市伊集院町妙円寺二丁目66番地13	植村扶志男	令和3年4月1日	就労継続支援B型

### 始良・伊佐地域振興局告示第15号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年4月6日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ハーフアステップBecoming	始良市鍋倉162番地	合同会社Becoming	始良市鍋倉162番地	福田 浩	令和3年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービスりんごの樹	霧島市隼人町内1272-4	株式会社りんごの樹	霧島市隼人町姫城三丁目31番地 プレミール姫城302号	矢野 文子	令和3年4月1日	放課後等デイサービス
放課後等デイサービスみゆう	霧島市隼人町内1719番地1	株式会社三浦工務店	霧島市隼人町内1719番地1	三浦 俊一	令和3年4月1日	放課後等デイサービス

### 始良・伊佐地域振興局告示第16号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年4月6日

始良・伊佐地域振興局長 加治博孝

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
チームヘルパー やすらぎの里	始良市下名2992番地	社会福祉法人松恵会	鹿児島市西別府町1920番地	中村奈美子	令和3年4月1日	居宅介護 ・重度訪問介護
地域生活支援事業カラフル	始良市西始良一丁目21番4号	特定非営利活動法人future	始良市西始良一丁目21番4号	萩原 亜紀	令和3年4月1日	居宅介護 ・重度訪問介護 ・行動援護 ・生活介護
グループホーム時遊	伊佐市大口宮人463番地16	社会福祉法人大一会	伊佐市大口宮人463番地133	大保潤一郎	令和3年4月1日	短期入所 ・共同生活援助
ウィルスステージ	霧島市国分向花町8番48号2階	特定非営利活動法人真愛会	霧島市隼人町内山田一丁目5番22号	川越美津子	令和3年4月1日	就労継続支援A型
燎原の火	始良市加治木町新生町187-1 加治木団地近隣センター102-B	株式会社EMIT	岐阜市長住町五丁目2番地2	吉田 富子	令和3年4月1日	就労継続支援B型

## 大隅地域振興局告示第7号

児童福祉法（昭和22年法律第164号）第21条の5の3第1項の規定により、次のとおり指定障害児通所支援事業者として指定した。

令和3年4月6日

大隅地域振興局長 清藤修

事業所		申請者			指定年月日	障害児通所支援の種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
えすぺらんさBase	鹿屋市笠之原町23番10-1号	一般社団法人おのおすみ笑顔のわ	鹿屋市笠之原町1520番地1	橋元 直也	令和3年4月1日	児童発達支援・放課後等デイサービス
放課後等デイサービスぼくたちのくら	肝属郡東串良町池之原972番地1	ぼくたちの株式会社	鹿屋市東原町6031番地6	松元 佳紀	令和3年4月1日	放課後等デイサービス
はっぴーone	鹿屋市川西町4465番地4	株式会社純隆	鹿屋市川西町4669番地5	吉留 祐子	令和3年4月1日	放課後等デイサービス

## 大島支庁告示第4号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出があった。

令和3年4月6日

大島支庁長 印南百合子

事業所		指定障害福祉サービス事業者			廃止年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
デイサービス和月	奄美市名瀬古田町3番地13	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番1号2階	白浜 和晃	令和3年3月31日	生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練）

## 大島支庁告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和3年4月6日

大島支庁長 印南百合子

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
ヘルパーステーション ライフびあ	奄美市名瀬和光町5-12	合同会社ライフびあ	奄美市名瀬和光町5-12	牧 浩一郎	令和3年4月1日	居宅介護 ・重度訪問介護
デイサービス和月	奄美市名瀬古田町3番地13	株式会社和月	奄美市名瀬末広町16番1号2階	白浜 和晃	令和3年4月1日	生活介護 ・自立訓練（機能訓練） ・自立訓練（生活訓練）

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第39号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和3年4月6日

鹿児島県公安委員会委員長 増田吉彦

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P超ハネ獣王SMA	サミー株式会社	0P1659
ぱちんこ遊技機	P桜花忍法帖MD	株式会社メーシー	1P0066
ぱちんこ遊技機	P宇宙戦艦ヤマト2202bS	株式会社ビスティ	0P1825
ぱちんこ遊技機	Pぱちんこウルトラマンタロウ2K6	京楽産業株式会社	0P1806

## 県立病院局企業告示



## 鹿児島県立病院局企業告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第231条の2第6項の規定により、指定代理納付者を次のとおり指定した。

令和3年4月6日

鹿児島県立病院事業管理者 福元俊孝

- 1 指定代理納付者の名称及び住所  
九州カード株式会社  
福岡市博多区博多駅前四丁目3番18号
- 2 指定代理納付者による代理納付を認めた収入  
県民健康プラザ鹿屋医療センター及び県立大島病院における鹿児島県立病院事業の設置等に関する条例（昭和39年鹿児島県条例第45号）第10条に規定する使用料
- 3 指定代理納付者による代理納付が行える期間  
令和3年4月1日から令和4年3月31日まで